

令和7年度雑草除去委託制度のご案内

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より牛久市の環境行政に深いご理解とご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

当市では、「牛久市あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」を定め、住居地周辺のあき地の適正管理をお願いしています。雑草が著しく繁茂したまま放置しますと、花粉の飛散やごみの不法投棄、冬には枯草火災の原因にもなり、周辺の方々に不安を与え迷惑をかけることになりかねません。

所有地をご自身で管理されることが難しい場合は、当市の「あき地の雑草除去委託制度」をぜひご利用ください。利用される場合は **5月15日(木)まで** に本状に同封した納付書により、委託料の納付をお願いいたします。

除草作業は下記のとおり年2回を予定しており、除草が完了してから約1ヶ月後に、現地の写真を添付した雑草除去済通知をお送りしますので、ご確認くださいことができます。

なお、雑草が繁茂した場合は、市でお受けした年2回の除草以外にも別途、個別に対応していただく場合がございますので、その際はよろしくお願いいたします。

※ゆうちょ銀行・郵便局（関東各都県及び山梨県）でも納付ができます。なお納期限を過ぎた場合は、ゆうちょ銀行・郵便局では納付できなくなりますのでご注意ください。

令和7年度価格 1㎡あたり 107円＋消費税

納付（申込）期限 **5月15日(木)まで**

除草作業（予定）1回目6/20～7/19・2回目10月

除草完了 雑草除去済通知発送（8月・11月）

《参考》



除草前

《参考》



除草後

※草の種類（笹竹、シノ竹、樹木）、土地の状態（法地、不法投棄物、石等）によってはお引き受けできない場合もあります。



お問い合わせ先

〒300-1292 茨城県牛久市中央 3-15-1

牛久市役所 環境政策課

電話 029-873-2111（内線）1561～1563

E-mail: kankyou@city.ushiku.ibaraki.jp